

## 議第52号

三島市都市計画税条例の一部を改正する条例案

三島市都市計画税条例（昭和31年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第14項中「第10項、第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第34項まで若しくは第36項」を「第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第35項若しくは第46項」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の三島市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第14項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。

令和5年6月6日提出

三島市長 豊岡 武士